

令和 7 年度

第 2 種放射線取扱主任者試験

問題と解答例

法令

解答例は公益社団法人日本アイソトープ協会放射線安全取扱部会が解答の一案として作成したもので

※解答例作成者注

- ・本解答例では、法令および告示等について次のとおりその名称を省略します。

法：放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）

令：放射性同位元素等の規制に関する法律施行令（昭和 35 年政令第 259 号）

則：放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和 35 年總理府令第 56 号）

数量告示：放射線を放出する同位元素の数量等を定める件（平成 12 年 10 月 23 日科学技術庁
告示第 5 号）

放射性同位元素等の規制に関する法律（以下、「放射性同位元素等規制法」という。）及び関係法令について解答せよ。ただし、問題文の『 』内の文字は、放射性同位元素等規制法又は関係法令の条文を示し、項数は算用数字、号数は（ ）つきの算用数字で表す。条文は問い合わせに応じて、漢字をひらがな、上下を左右などにおきかえ、また、一部を省略して示す。

次の各問について、5つの選択肢のうち、適切な答えを1つだけ選び、注意事項に従って解答用紙に記入せよ。

問1 定義に関する次の文章の A ~ C に該当する語句について、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

- 『第2条 この法律において「放射線」とは、原子力基本法第3条第5号に規定する放射線をいう。
- 2 この法律において「放射性同位元素」とは、りん32、コバルト60等放射線を放出する同位元素及びその化合物並びにこれらの含有物（ A されているこれらのものを含む。）で政令で定めるものをいう。
- 3 この法律において「特定放射性同位元素」とは、放射性同位元素であって、その放射線が発散された場合において B を及ぼすおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。
- 4 この法律において「 C 」とは、硫黄計その他の放射性同位元素を装備している機器をいう。』

	<input type="checkbox"/> A	<input type="checkbox"/> B	<input type="checkbox"/> C
1 機器に装備	人の身体、生命又は財産に被害		表示付認証機器
2 機器に装備	人の健康に重大な影響		放射性同位元素装備機器
3 密封	人の身体、生命又は財産に被害		表示付認証機器
4 密封	人の健康に重大な影響		放射性同位元素装備機器
5 密封	人の身体、生命又は財産に被害		放射性同位元素装備機器

〔解答〕2

〔解説〕法第2条（定義）

問2 用語の定義に関する次の文章の下線部の原子力規制委員会が定める線量について、放射性同位元素等規制法上定められているものは、下記の選択肢のうちどれか。

『第1条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理区域 外部放射線に係る線量が原子力規制委員会が定める線量を超え、空気中の放射性同位元素の濃度が原子力規制委員会が定める濃度を超え、又は放射性同位元素によって汚染される物の表面の放射性同位元素の密度が原子力規制委員会が定める密度を超えるおそれのある場所』

- 1 実効線量が 1 週間につき 1 ミリシーベルト
- 2 実効線量が 3 月間につき 250 マイクロシーベルト
- 3 実効線量が 1 週間につき 300 マイクロシーベルト
- 4 実効線量が 3 月間につき 1.3 ミリシーベルト
- 5 実効線量が 1 年間につき 1 ミリシーベルト

〔解答〕 4

〔解説〕 数量告示第 4 条（管理区域に係る線量等）第 1 項第 1 号

- 1 : 誤 管理区域に係る線量等ではない（数量告示第 10 条第 1 項）
2 : 誤 管理区域に係る線量等ではない（数量告示第 10 条第 2 項第 1 号）
3 : 誤 そのような規定はない
4 : 正 数量告示第 4 条第 1 項第 1 号
5 : 誤 そのような規定はない

問 3 次のうち、放射性同位元素装備機器を製造しようとする者であって特定設計認証を受けようとする者が、原子力規制委員会又は登録認証機関に提出しなければならない申請書に記載する事項として、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せはどれか。

- A 放射性同位元素装備機器の名称及び用途
B 放射性同位元素装備機器に装備する放射性同位元素の保管を委託する者の氏名又は名称及び住所
C 放射性同位元素装備機器の 1 日最大使用時間
D 放射性同位元素装備機器に装備する放射性同位元素の種類及び数量
1 ABC のみ 2 AB のみ 3 AD のみ 4 CD のみ 5 BCD のみ

〔解答〕 3

〔解説〕 法第 12 条の 2（放射性同位元素装備機器の設計認証等）第 3 項

- A : 正 法第 12 条の 2 第 3 項第 2 号
B : 誤 そのような規定はない
C : 誤 そのような規定はない
D : 正 法第 12 条の 2 第 3 項第 3 号

問 4 密封された放射性同位元素の使用の届出に関する次の文章の A ~ C に該当する語句について、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

『第 3 条 法第 3 条の 2 第 1 項の規定による使用の届出は、別記様式第 2 の届書により、しなければならない。

- 2 前項の届書には、令第 4 条第 2 項の規定により、次の各号に掲げる書類を添えなければならない

い。

- (1) 予定使用開始時期及び予定使用期間を記載した書面
- (2) 使用の場所及び廃棄の場所の状況、A、標識を付する箇所並びに密封された放射性同位元素の使用をしようとする者にあってはBを示し、かつ、C平面図
- (3) Bの遮蔽壁その他の遮蔽物が第14条の9第3号に規定する能力を有するものであることを示す書面及び図面』

	A	B	C
1	管理区域	使用施設	縮尺及び方位を付けた
2	管理区域	貯蔵施設	その付近の
3	管理区域	貯蔵施設	縮尺及び方位を付けた
4	居住区域	使用施設	その付近の
5	居住区域	貯蔵施設	縮尺及び方位を付けた

〔解答〕3

〔解説〕則第3条（使用の届出）第2項

問5 表示付認証機器の使用をする者の届出に関する次の文章のA～Cに該当する語句について、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

『第3条の3 第3条第1項ただし書及び前条第1項ただし書に規定する表示付認証機器の使用をする者（以下「表示付認証機器使用者」という。）は、政令で定めるところにより、当該表示付認証機器のAに、次の事項を原子力規制委員会に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 表示付認証機器の第12条の6に規定する認証B及び台数
 - (3) 使用のC
- 2 前項の届出をした者（以下「表示付認証機器届出使用者」という。）は、同項各号に掲げる事項を変更したときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、変更の日から30日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。』

	A	B	C
1	使用の開始の日から30日以内	番号	目的及び方法
2	使用の開始の日から30日以内	条件	場所
3	使用を開始する前	番号	目的及び方法
4	使用を開始する前	条件	目的及び方法
5	使用を開始する前	条件	場所

〔解答〕1

〔解説〕法第3条の3（表示付認証機器の使用をする者の届出）

問6 次のうち、放射性同位元素を業として販売しようとする者（表示付特定認証機器のみを業として販売する者を除く。）が、原子力規制委員会への届書の正本に添えなければならない書類として、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せはどれか。

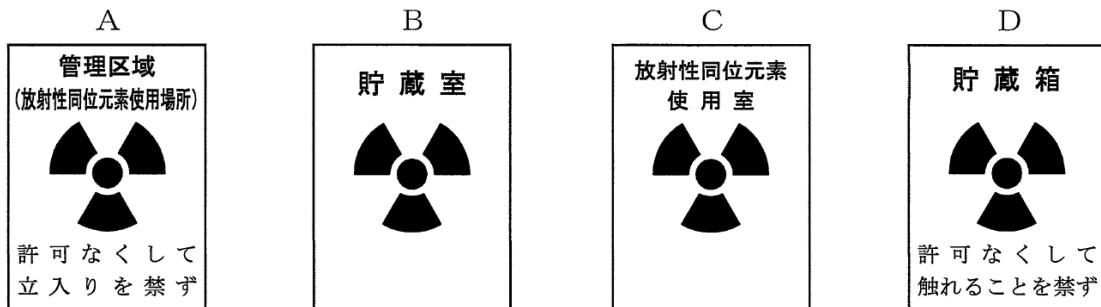
- A 放射線障害を防止するために講ずる措置を記載した書面
 - B 法人にあっては、登記事項証明書
 - C 販売の業を適確に遂行するに足りる経理的基礎を有することを明らかにする書面
 - D 予定事業開始時期、予定事業期間及び放射性同位元素の種類ごとの年間販売予定数量（予定事業期間が1年に満たない場合にあっては、その期間の販売予定数量）を記載した書面
- 1 ACDのみ 2 ABのみ 3 BCのみ 4 Dのみ 5 ABCDすべて

〔解答〕4

〔解説〕則第6条（販売及び賃貸の業の届出）第2項

- A：誤 そのような規定はない
- B：誤 そのような規定はない
- C：誤 そのような規定はない
- D：正 則第6条第2項

問7 次の標識のうち、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せはどれか。ただし、この場合、放射能標識は産業標準化法の日本産業規格によるものとし、その大きさは放射性同位元素等規制法上で定めるものとする。



- 1 ACDのみ 2 ABのみ 3 ACのみ 4 BDのみ 5 BCDのみ

〔解答〕1

〔解説〕則別表第1（第14条の7～第14条の11、第15条、第19条関係）

- A：正 則別表第1
- B：誤 下部に「許可なくして立入りを禁ず」の文字が必要となる（則別表第1）
- C：正 則別表第1
- D：正 則別表第1

問8 使用施設の技術上の基準に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せはどれか。ただし、密封された放射性同位元素を固定して取り扱う場合とする。

- A 使用施設は、地崩れ及び浸水のおそれの少ない場所に設けなければならない。
- B 使用施設内の人人が常時立ちに入る場所において人が被ばくするおそれのある線量は、実効線量で1週間につき1ミリシーベルト以下としなければならない。
- C 使用施設は、必ず、その主要構造部等を耐火構造としなければならない。
- D 管理区域の境界には、柵その他の人がみだりに立ち入らないようにするための施設を設けなければならない。

1 ABCのみ 2 ABDのみ 3 ACDのみ 4 BCDのみ 5 ABCDすべて

〔解答〕2

〔解説〕則第14条の7(使用施設の基準)、数量告示第10条(遮蔽物に係る線量限度)第1項

- A:正 則第14条の7第1項第1号
- B:正 則第14条の7第1項第3号イ、数量告示第10条第1項
- C:誤 耐火構造又は不燃材料で造るとある(則第14条の7第1項第2号)
- D:正 則第14条の7第1項第9号

問9 許可使用者の変更の手続きと許可証に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せはどれか。

- A 許可使用に係る変更の許可の申請により、使用の場所の変更をしようとするときは、その変更の許可の申請の際に、許可証を原子力規制委員会に提出しなければならない。
- B 法人の代表者の氏名を変更したときは、許可使用に係る氏名等の変更の届出の際に、許可証を原子力規制委員会に提出し、訂正を受けなければならない。
- C 氏名若しくは名称又は住所の変更をしたときは、許可使用に係る氏名等の変更の届出の際に、許可証を原子力規制委員会に提出し、訂正を受けなければならない。
- D 許可使用に係る使用の場所の一時的変更の届出により、密封された放射性同位元素を、橋梁又は橋脚の非破壊検査のため一時的に事業所外で使用するため、使用の場所を変更しようとするときは、その変更の届出の際に、許可証を原子力規制委員会に提出し、訂正を受けなければならない。

1 AとB 2 AとC 3 BとC 4 BとD 5 CとD

〔解答〕2

〔解説〕法第10条(使用施設等の変更)

- A:正 法第10条第2項、法第10条第4項
- B:誤 代表者の氏名の変更について許可証の提出・訂正は規定はない(法第10条第1項)
- C:正 法第10条第1項
- D:誤 届け出なければならないが、許可証の提出・訂正は規定はない(法第10条第6項)

問 10 許可使用に係る使用の場所の一時的変更の届出に関する次の文章の A ~ C に該当する語句について、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

『第 9 条 法第 10 条第 6 項に規定する政令で定める放射性同位元素の数量は、密封された放射性同位元素について、 A テラベクレルを超えない範囲内で放射性同位元素の B に応じて原子力規制委員会が定める数量とし、同項に規定する政令で定める放射性同位元素の C は、次に掲げるものとする。』

- (1) 地下検層
- (2) 河床洗掘調査
- (3) 展覧、展示又は講習のためにする実演
- (4) 機械、装置等の校正検査
- (5) 物の密度、質量又は組成の調査で原子力規制委員会が指定するもの』

	<input type="checkbox"/> A	<input type="checkbox"/> B	<input type="checkbox"/> C
1	3	化学系等	使用の方法
2	5	種類	使用の方法
3	3	種類	使用の方法
4	5	化学系等	使用の目的
5	3	種類	使用の目的

〔解答〕 5

〔解説〕 令第 9 条（許可使用に係る使用の場所の一時的変更の届出）第 1 項

問 11 1 個当たりの数量が 7.4 ギガベクレルの密封されたセシウム 137 を装備したレベル計 1 台のみを使用している許可使用者が、許可使用に関する軽微な変更に係る変更届で変更できる場合として、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せは、次のうちどれか。

- A 表示付認証機器であるレベル計 1 台を新たに追加して使用する場合
- B レベル計に装備されたセシウム 137 の使用時間数を増加する場合
- C 使用施設の管理区域を拡大する場合（ただし、工事を伴わないものとする。）
- D 使用中のレベル計と同種、同型の装置であって、1 個当たりの数量が 3.7 ギガベクレルの密封されたセシウム 137 を装備したレベル計 1 台に更新する場合

1 A と B 2 A と C 3 B と C 4 B と D 5 C と D

〔解答〕 5

〔解説〕 則第 9 条の 2（変更の許可を要しない軽微な変更）、平成 17 年 6 月 1 日文部科学省告示第 81 号「変更の許可を要しない軽微な変更を定める告示」

A：誤 表示付認証機器の規定はない

B: 誤 減少する場合に軽微な変更となる (平成 17 年 6 月 1 日文部科学省告示第 81 号第 1 条第 1 項第 1 号)

C: 正 則第 9 条の 2 第 1 項第 5 号、平成 17 年 6 月 1 日文部科学省告示第 81 号第 1 条第 1 項第 3 号

D: 正 則第 9 条の 2 第 1 項第 2 号

問 12 次のうち、表示付認証機器を販売しようとする者が、当該表示付認証機器に添付しなければならない文書に記載する事項として、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せはどれか。

- A 法第 12 条の 4 第 1 項の認証機器製造者等の連絡先
- B 当該設計認証に係る使用、保管及び運搬に関する条件
- C 当該機器について法の適用がある旨
- D 認証番号

1 ABC のみ 2 ABD のみ 3 ACD のみ 4 BCD のみ 5 ABCD すべて

〔解答〕 5

〔解説〕 法第 12 条の 6 (認証機器の表示等)、則第 14 条の 6 (添付文書)

- A: 正 則第 14 条の 6 第 1 項第 2 号
- B: 正 法第 12 条の 6
- C: 正 則第 14 条の 6 第 1 項第 1 号
- D: 正 法第 12 条の 6

問 13 使用施設等の基準適合義務に関する次の文章の A、B に該当する語句について、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

『第 13 条

2 届出使用者は、その A の B を原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。』

- | A | B |
|--------------|------------|
| 1 使用施設 | 遮蔽壁その他の遮蔽物 |
| 2 使用施設 | 位置、構造及び設備 |
| 3 貯蔵施設 | 貯藏能力 |
| 4 貯蔵施設 | 位置、構造及び設備 |
| 5 使用施設及び貯蔵施設 | 遮蔽壁その他の遮蔽物 |

〔解答〕 4

〔解説〕 法第 13 条 (使用施設等の基準適合義務) 第 2 項

問 14 使用の基準に関する次の文章の **A** ～ **C** に該当する語句について、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

『第 15 条

(14) 密封された放射性同位元素を移動させて使用をする場合には、使用後直ちに、その放射性同位元素について紛失、**A** 等異常の有無を **B** により点検し、異常が判明したときは、探査その他 **C** を防止するために必要な措置を講ずること。』

	A	B	C
1	脱落	目視等	被ばく
2	汚染	打診等	被ばく
3	漏えい	放射線測定器	放射線障害
4	破損	触手等	放射線影響
5	き裂	放射線測定器	汚染の広がり

〔解答〕 3

〔解説〕 則第 15 条（使用の基準）第 1 項第 14 号

問 15 保管の基準に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せはどれか。

- A 密封された放射性同位元素を耐火性の構造の容器に入れて保管する場合には、その容器について、放射性同位元素の保管中これをみだりに持ち運ぶことができないようにするための措置を講ずること。
- B 貯蔵施設には、その遮蔽能力を超えて放射性同位元素を貯蔵しないこと。
- C 貯蔵施設の目につきやすい場所に、放射線障害の防止に必要な注意事項を掲示すること。
- D 密封された放射性同位元素を気密性の構造の容器に入れて保管する場合にあっては貯蔵施設において行うこと。

1 ACD のみ 2 AB のみ 3 AC のみ 4 BD のみ 5 BCD のみ

〔解答〕 3

〔解説〕 則第 17 条（保管の基準）第 1 項

- A：正 則第 17 条第 1 項第 3 号
- B：誤 遮蔽能力ではなく貯蔵能力である（則第 17 条第 1 項第 2 号）
- C：正 則第 17 条第 1 項第 8 号
- D：誤 気密性の構造の容器ではなく耐火性の構造の容器で保管しなければならない（則第 17 条第 1 項第 1 号）

問 16 A 型輸送物に係る技術上の基準に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せはどれか。

- A 表面における 1 センチメートル線量当量率の最大値が 5 マイクロシーベルト毎時を超えないこと。
- B 弁が誤って操作されないような措置が講じられていること。
- C みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置が講じられていること。
- D 周囲の圧力を 60 キロパスカルとした場合に、放射性同位元素の漏えいがないこと。

1 ABC のみ 2 AB のみ 3 AD のみ 4 CD のみ 5 BCD のみ

〔解答〕 5

〔解説〕 則第 18 条の 5 (A 型輸送物に係る技術上の基準) 第 1 項

- A : 誤 A 型輸送物ではなく L 型輸送物に係る技術上の基準である (則第 18 条の 4 第 1 項第 7 号)
- B : 正 則第 18 条の 5 第 1 項第 1 号
- C : 正 則第 18 条の 5 第 1 項第 3 号
- D : 正 則第 18 条の 5 第 1 項第 5 号

問 17 診療上の被ばくの除外等に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せはどれか。

- A 場所に係る測定から線量を算定する場合、自然放射線による被ばくを含むこと。
- B 場所に係る測定から線量を算定する場合、1 メガ電子ボルト未満のエネルギーを有する電子線による被ばくを含むこと。
- C 外部被ばくによる線量を算定する場合、診療を受けるための被ばくを含むこと。
- D 外部被ばくによる線量を算定する場合、1 メガ電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線による被ばくを含むこと。

1 A と B 2 A と C 3 A と D 4 B と C 5 B と D

〔解答〕 5

〔解説〕 数量告示第 24 条 (診療上の被ばくの除外等)

- A : 誤 自然放射線による被ばくは含まない
- B : 正 数量告示第 24 条 (診療上の被ばくの除外等)
- C : 誤 診療を受けるための被ばくは含まない
- D : 正 数量告示第 24 条 (診療上の被ばくの除外等)

問 18 放射線の量の測定に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せはどれか。

- A 放射線の量の測定は、作業を開始する前に 1 回行うこと。
- B 作業を開始した後にあっては、下限数量を超えるか、かつ、下限数量に 1,000 を乗じて得た数量以

下の密封された放射性同位元素のみを取り扱うときの放射線の量の測定は、6 月を超えない期間ごとに 1 回行うこと。

C 70 マイクロメートル線量当量率が 1 センチメートル線量当量率の 10 倍を超えるおそれのある場所においては、70 マイクロメートル線量当量率の測定を行うこと。

D 作業を開始した後にあっては、事業所等の境界における放射線の量の測定は、1 年を超えない期間ごとに 1 回行うこと。

- 1 ABC のみ 2 ABD のみ 3 ACD のみ 4 BCD のみ 5 ABCD すべて

〔解答〕 1

〔解説〕 則第 20 条（測定）第 1 項

A : 正 則第 20 条第 1 項第 4 号

B : 正 則第 20 条第 1 項第 4 号ハ

C : 正 則第 20 条第 1 項第 1 号

D : 誤 1 年を超えない期間ごとに 1 回ではなく、1 月を超えない期間ごとに 1 回である（則第 20 条第 1 項第 4 号イ）

問 19 次のうち、放射線障害予防規程を作成し、原子力規制委員会に届け出なければならない者として、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せはどれか。

A 届出使用者

B 表示付認証機器届出使用者

C 表示付認証機器のみを販売する届出販売業者

D 密封された放射性同位元素のみを賃貸する届出賃貸業者

- 1 ABC のみ 2 AB のみ 3 AD のみ 4 CD のみ 5 BCD のみ

〔解答〕 3

〔解説〕 法第 21 条（放射線障害予防規程）第 1 項

A : 正 法第 21 条第 1 項

B : 誤 そのような規定はない

C : 誤 表示付認証機器等のみ販売する者を除く（法第 21 条第 1 項）

D : 正 法第 21 条第 1 項

問 20 次のうち、放射線施設に立ち入る者に対し、放射線障害を防止するために必要な教育及び訓練を施さなければならない者として、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せはどれか。

A 許可使用者

B 届出使用者

C 届出販売業者

D 表示付認証機器届出使用者

(令和7年度) 第2種法令

1 ABDのみ 2 ABのみ 3 ACのみ 4 CDのみ 5 BCDのみ

〔解答〕2

〔解説〕法第22条（放射線障害の防止に関する教育訓練）第1項

- A: 正 法第22条第1項
- B: 正 法第22条第1項
- C: 誤 そのような規定はない
- D: 誤 そのような規定はない

問21 放射線業務従事者（一時的に管理区域に立ち入る者を除く。）の健康診断の方法に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せはどれか。

- A 初めて管理区域に立ち入る前に行う健康診断のうち、皮膚についての検査又は検診は、医師が必要と認める場合に限り行うこと。
- B 初めて管理区域に立ち入る前に行う健康診断のうち、問診は、放射線の被ばく歴の有無について行うこと。
- C 管理区域に立ち入った後、1年を超えない期間ごとに行う健康診断のうち、末しょう血液中の血色素量又はヘマトクリット値、赤血球数、白血球数及び白血球百分率に関する検査は、医師が必要と認める場合に限り行うこと。
- D 管理区域に立ち入った後、1年を超えない期間ごとに行う健康診断のうち、眼についての検査又は検診は、医師が必要と認める場合に限り行うこと。

1 ACDのみ 2 ABのみ 3 ACのみ 4 BDのみ 5 BCDのみ

〔解答〕5

〔解説〕則第22条（健康診断）

- A: 誤 則第22条第1項第1号に係る健康診断にあっては皮膚の項目は除く（則第22条第1項第6号）
- B: 正 則第22条第1項第5号イ
- C: 正 則第22条第1項第6号イ
- D: 正 則第22条第1項第6号ハ

問22 次のうち、届出賃貸業者が備えるべき帳簿に記載しなければならない事項の細目として、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せはどれか。

- A 保管を委託した放射性同位元素の種類及び数量
- B 放射性同位元素の受入れ又は払出しの年月日及び相手先の氏名又は名称
- C 放射性同位元素の保管の委託の年月日、期間及び委託先の氏名又は名称
- D 放射性同位元素の保管の期間、方法及び場所

1 ACDのみ 2 ABのみ 3 ACのみ 4 BDのみ 5 BCDのみ

〔解答〕 3

〔解説〕 則第 24 条 (放射線障害の防止に関する記帳)

- A : 正 則第 24 条第 1 項第 2 号ニ
- B : 誤 そのような規定はない
- C : 正 則第 24 条第 1 項第 2 号ホ
- D : 誤 そのような規定はない

問 23 届出販売業者がその業を廃止し、その旨を原子力規制委員会に届出を行った。販売の業を廃止した日に所有していた放射性同位元素を運搬のために所持することができる期間として、放射性同位元素等規制法上定められているものは次のうちどれか。

- 1 販売の業の廃止の日から 10 日
- 2 販売の業の廃止の日から 15 日
- 3 販売の業の廃止の日から 30 日
- 4 販売の業の廃止の日から 60 日
- 5 販売の業の廃止の日から 90 日

〔解答〕 3

〔解説〕 則第 28 条 (所持の制限)

問 24 事故等の報告に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せはどれか。

- A 届出賃貸業者から運搬を委託された者は、放射性同位元素の盗取又は所在不明が生じたときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を 10 日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。
- B 届出使用者は、放射線業務従事者について実効線量限度若しくは等価線量限度を超えるおそれのある被ばくがあったときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を 10 日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。
- C 許可使用者は、放射性同位元素の取扱いにおいて計画外の被ばくがあったときであって、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者で 5 ミリシーベルト、放射線業務従事者以外の者で 0.5 ミリシーベルトを超えたときのみ、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を 10 日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。
- D 許可使用者は、貯蔵施設内の人人が常時立ち入る場所において人が被ばくするおそれのある線量が線量限度を超え、又は超えるおそれのあるときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を 10 日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

- 1 A と B
- 2 A と C
- 3 B と C
- 4 B と D
- 5 C と D

〔解答〕 4

〔解説〕 則第 28 条の 3 (事故等の報告)

- A: 誤 届出賃貸業者から運搬を委託されたものではなく、届出賃貸業者が報告（則第28条の3第1項）
- B: 正 則第28条の3第1項第8号
- C: 誤 超えたときのみではなく、超えるおそれがあるときも報告（則第28条の3第1項第7号）
- D: 正 則第28条の3第1項第6号

問25 次のうち、第2種放射線取扱主任者免状を有する者を放射線取扱主任者として選任することができる者として、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せはどれか。

- A 10テラベクレルの密封された放射性同位元素のみを使用する許可使用者
B 密封されていない放射性同位元素のみを業として販売する届出販売業者
C 5テラベクレルの密封された放射性同位元素のみを使用する許可使用者
D 20テラベクレルの密封された放射性同位元素のみを賃貸する届出賃貸業者

1 ABCのみ 2 ABDのみ 3 ACDのみ 4 BCDのみ 5 ABCDすべて

〔解答〕4

〔解説〕法第34条（放射線取扱主任者）第1項、令第13条（施設検査等を要しない放射性同位元素等）第1項

- A: 誤 10テラベクレル以上の密封された放射線同位元素を扱う使用者は特定許可使用者であるため（令第13条第1項第1号）、第一種放射線取扱主任者免状が必要（法第34条第1項第1号）
- B: 正 法第34条第1項第3号
- C: 正 法第34条第1項第2号
- D: 正 法第34条第1項第3号

問26 放射線取扱主任者免状の交付等に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せはどれか。

- A 免状を汚した者でその再交付を受けようとするものは、放射線取扱主任者免状再交付申請書に、汚した免状を添え、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。
- B 免状を失った者でその再交付を受けようとするものは、放射線取扱主任者免状再交付申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
- C 免状を失った者で免状の再交付を受けたものは、失った免状を発見したときは、再交付された免状を速やかに原子力規制委員会に返納しなければならない。
- D 免状の交付を受けた者は、免状の記載事項に変更を生じたときは、遅滞なく、放射線取扱主任者免状訂正申請書に免状を添え、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

1 ABCのみ 2 ABDのみ 3 ACDのみ 4 BCDのみ 5 ABCDすべて

〔解答〕2

〔解説〕則第37条(免状の訂正)、則第38条(免状の再交付)

- A: 正 則第38条第2項
B: 正 則第38条第1項
C: 誤 失った免状を返納しなければならない(則第38条第3項)
D: 正 則第37条

問 27 放射線取扱主任者の義務等に関する次の文章の A ~ D に該当する語句について、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

『第36条 放射線取扱主任者は、誠実にその A を遂行しなければならない。

- 2 使用施設、廃棄物詰替施設、貯蔵施設、廃棄物貯蔵施設又は廃棄施設に立ち入る者は、放射線取扱主任者がこの法律若しくはこの法律に基づく B 又は C の実施を確保するためにする指示に従わなければならない。
- 3 前項に定めるもののほか、許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者は、 D に関し、放射線取扱主任者の意見を尊重しなければならない。』

	A	B	C	D
1	職務	命令	放射線障害予防規程	放射線障害の防止
2	職務	措置	原子力規制委員会規則	放射性同位元素の取扱い等
3	職務	措置	放射線障害予防規程	放射性同位元素の取扱い等
4	義務	措置	放射線障害予防規程	放射線の安全
5	義務	命令	原子力規制委員会規則	放射線障害の防止

〔解答〕1

〔解説〕法第36条(放射線取扱主任者の義務等)

問 28 放射線取扱主任者定期講習(以下「定期講習」という。)に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せはどれか。

- A 届出使用者は、選任された後に定期講習を受けた放射線取扱主任者に対し、前回の定期講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から5年以内に定期講習を受けさせなければならない。
- B 表示付認証機器のみを業として販売する届出販売業者は、放射線取扱主任者に定期講習を受けさせることを要しない。
- C 許可使用者は、選任された後に定期講習を受けた放射線取扱主任者に対し、前回の定期講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から5年以内に定期講習を受けさせなければならない。
- D 放射性同位元素のみを業として販売する届出販売業者は、定期講習を受けたことのない者を放射線取扱主任者に選任した場合は、選任した日から1年以内に定期講習を受けさせなければならない

ならない。

- 1 A と B 2 A と C 3 B と C 4 B と D 5 C と D

〔解答〕 4

〔解説〕 則第 32 条（放射線取扱主任者定期講習）

- A : 誤 5 年ではなく 3 年（則第 32 条第 2 項第 2 号）
B : 正 則第 32 条第 1 項第 2 号
C : 誤 5 年ではなく 3 年（則第 32 条第 2 項第 2 号）
D : 正 則第 32 条第 2 項第 1 号

問 29 1 個当たりの数量が 5 テラベクレルの密封された放射性同位元素が装備されているレベル計のみ 3 台を使用している許可使用者において、放射線取扱主任者が海外出張することになった。当該放射線取扱主任者がその職務を行うことができないが、この間も放射性同位元素を継続して使用することとした。この出張期間中における放射線取扱主任者の代理者の選任に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せはどれか。

- A 出張の期間が 90 日間であったので、第 1 種放射線取扱主任者免状を有している者を代理者に選任し、選任した日の 35 日後に原子力規制委員会にその旨の届出を行った。
B 出張の期間が 20 日間であったので、第 1 種放射線取扱主任者免状を有している者を代理者に選任したが、原子力規制委員会にその旨の届出は行わなかった。
C 出張の期間が 2 日間であったので、放射線取扱主任者の代理者の選任は行わなかった。
D 出張の期間が 45 日間であったので、第 2 種放射線取扱主任者免状を有している者を代理者に選任し、選任した日の 20 日後に原子力規制委員会にその旨の届出を行った。

- 1 ACD のみ 2 AB のみ 3 AC のみ 4 BD のみ 5 BCD のみ

〔解答〕 4

〔解説〕 法第 37 条（放射線取扱主任者の代理者）、則第 33 条（放射線取扱主任者の代理者の選任等）

- A : 誤 30 日以内に届出（法第 37 条第 3 項）
B : 正 則第 33 条第 3 項
C : 誤 届出は必要ないが代理者の選任は必要（法第 37 条第 1 項、則第 33 条第 3 項）
D : 正 法第 37 条第 3 項、則第 33 条第 3 項

問 30 放射線業務従事者の一定期間内における線量限度に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せはどれか。

- A 実効線量限度は、4 月 1 日を始期とする 1 年間につき 50 ミリシーベルトである。
B 実効線量限度は、平成 13 年 4 月 1 日以後 5 年ごとに区分した各期間につき 100 ミリシーベルトである。
C 眼の水晶体の等価線量限度は、4 月 1 日を始期とする 1 年間につき 50 ミリシーベルト及び平成 13 年 4 月 1 日以後 5 年ごとに区分した各期間につき 100 ミリシーベルトである。

D 皮膚の等価線量限度は、4月1日を始期とする1年間につき1シーベルトである。

1 ABCのみ 2 ABのみ 3 ADのみ 4 CDのみ 5 BCDのみ

〔解答〕1

〔解説〕数量告示第5条(実効線量限度)、第6条(等価線量限度)

A: 正 数量告示第5条第1項第2号

B: 正 数量告示第5条第1項第1号

C: 正 数量告示第6条第1項第1号

D: 誤 1シーベルトではなく、500ミリシーベルト(数量告示第6条第1項第2号)